

平成 26 年第 2 回
山梨県後期高齢者医療広域連合議会定例会

会 議 録

平成 26 年 10 月 28 日 開会
平成 26 年 10 月 28 日 閉会

山梨県後期高齢者医療広域連合議会

目 次

○招集告示

第 1 号(10 月 28 日)

○応招議員	1
○不応招議員	1
○議事日程	2
○会議に付した事件	2
○出席議員	2
○欠席議員	2
○説明のため出席した者	2
○事務局職員出席者	3
○開会	3
○諸般の報告	3
○連合長あいさつ	3
○議席の指定	4
○会議録署名議員の指名	4
○会期について	4
○広域連合議会運営委員会委員の選任	4
○一般質問	5
○認定第 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決	10
○認定第 2 号の上程、説明、質疑、討論、採決	13
○議案第 5 号の上程、説明、質疑、討論、採決	21
○議案第 6 号の上程、説明、質疑、討論、採決	22
○同意第 1 号の上程、説明、採決	23
○議決事件の条項、字句等の整理	24
○閉会	24
○会議録署名	25

平成 26 年第 2 回山梨県後期高齢者医療広域連合議会定例会

山梨県後期高齢者医療広域連合告示第 6 号

平成 26 年第 2 回山梨県後期高齢者医療広域連合議会定例会を次のとおり招集する。

平成 26 年 10 月 21 日

山梨県後期高齢者医療広域連合長 石井 由己雄

- 1 期日 平成 26 年 10 月 28 日(火)午後 2 時
- 2 場所 山梨県自治会館 1 階 講堂

【応招・不応招議員】

応招議員(21 名)

2 番 太田利政 君	3 番 小林義孝 君	6 番 田原一孝 君
7 番 河野木綿子 君	8 番 福井俊克 君	9 番 松井 豊 君
10 番 神宮司正人 君	12 番 川口信子 君	13 番 井口 貢 君
15 番 近藤文男 君	16 番 川口福三 君	17 番 鍋田幹雄 君
18 番 秋山 勇 君	20 番 山口勝也 君	21 番 藤江雅江 君
22 番 後藤政行 君	23 番 高村富三人 君	24 番 小林昭一 君
25 番 高山泰治 君	26 番 木下正之 君	27 番 守屋茂久 君

不応招議員(6 名)

1 番 清水 保 君	4 番 吉田昭男 君	5 番 古見金弥 君
11 番 久島博道 君	14 番 内藤 優 君	19 番 深澤平助 君

平成 26 年第 2 回山梨県後期高齢者医療広域連合議会定例会

議事日程(第 1 号)

平成 26 年 10 月 28 日(火)午後 2 時 30 分開会

1 開会

2 広域連合長あいさつ

日程第 1 議員の議席の指定

日程第 2 会議録署名議員の指名

日程第 3 会期の決定

日程第 4 山梨県後期高齢者医療広域連合議会運営委員会委員の選任について

日程第 5 一般質問

日程第 6 認定第 1 号 平成 25 年度山梨県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算の認定について

日程第 7 認定第 2 号 平成 25 年度山梨県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第 8 議案第 5 号 平成 26 年度山梨県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算(第 1 号)

日程第 9 議案第 6 号 平成 26 年度山梨県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算(第 1 号)

日程第 10 同意第 1 号 山梨県後期高齢者医療広域連合公平委員の選任について同意を求めることについて

本日の会議に付した事件

日程第 1～日程第 10 まで議事日程に同じ

出席議員(21 名)

2 番 太田利政 君	3 番 小林義孝 君	6 番 田原一孝 君
7 番 河野木綿子 君	8 番 福井俊克 君	9 番 松井 豊 君
10 番 神宮司正人 君	12 番 川口信子 君	13 番 井口 貢 君
15 番 近藤文男 君	16 番 川口福三 君	17 番 鍋田幹雄 君
18 番 秋山 勇 君	20 番 山口勝也 君	21 番 藤江雅江 君
22 番 後藤政行 君	23 番 高村富三人 君	24 番 小林昭一 君
25 番 高山泰治 君	26 番 木下正之 君	27 番 守屋茂久 君

欠席議員(6 名)

1 番 清水 保 君	4 番 吉田昭男 君	5 番 古見金弥 君
11 番 久島博道 君	14 番 内藤 優 君	19 番 深澤平助 君

地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席した者の職氏名

広域連合長 石井由己雄君	副広域連合長 渡邊凱保君	監査委員 柳澤 清君
事務局長 武井俊一君	事務局次長 小俣正春君	業務課長 功刀 正君
会計管理者 小澤まゆみ君	業務課資格管理担当リーダー 吉野恭子君	業務課給付担当リーダー 関戸 治君
	業務課庶務担当リーダー 齊藤 岳君	

事務局職員出席者

書記長 松井和洋 書記 中島ひと美 書記 渡邊宗一郎

【開 会】

開会 午後 2 時 30 分

●議長(太田利政君)

ただいまから、平成 26 年第 2 回山梨県後期高齢者医療広域連合議会定例会を開会いたします。

議員定数 27 人のうち、本日の出席議員は 21 人でございます。

よって、地方自治法第 113 条の規定による過半数の定足数に達しておりますので、直ちに会議を開きます。

【諸般の報告】

●議長(太田利政君)

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりであります。

日程に入ります前に、ご報告申し上げます。1 番清水保君、4 番吉田昭男君、5 番古見金弥君、11 番久島博道君、14 番内藤優君、19 番深澤平助君より欠席の届けがありました。

次に、地方自治法第 235 条の 2 第 3 項及び 199 条第 9 項の規定に基づく、監査委員からの例月現金出納検査、並びに定例監査の報告は、お手元に配布のとおりです。

議案説明のため、地方自治法第 121 条の規定により、広域連合長以下、関係職員の出席を求めました。以上で、諸般の報告を終わります。

報道機関から、写真撮影等の申し出があります。これを許可することに、ご異議ございませんか。

『「異議なし」の声』

異議なしと、認めます。よって、議場内での撮影を許可することに決めました。

—午後 2 時 33 分休憩—

—午後 2 時 34 分再開—

【広域連合長あいさつ】

●議長(太田利政君)

ここで、石井広域連合長から発言の申し出がありますので、これを許可いたします。

『「はい、議長」と呼ぶ者あり』

●議長(太田利政君)

石井広域連合長。

○広域連合長(石井由己雄君)

皆さん、こんにちは。本日、ここに山梨県後期高齢者医療広域連合議員の皆様のご参集をいただき、平成 26 年第 2 回定例会を開催するにあたりまして、ご挨拶申し上げます。

議員の皆様方には、平素から当広域連合の運営に格別のご理解とご協力をいただいておりますことを、厚く感謝申し上げます。

さて、後期高齢者医療制度につきましては、国において制度存続が決定され、昨年施行された「持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律」の中で、持続可能な医療保険制度等を構築するために必要な措置を 26 年度から 29 年度ま

でを目途に、順次講ずるものとされました。

現在、社会保障審議会の医療保険部会において、国保の都道府県単位化や被保険者の負担軽減、賦課限度額等の見直しなど、世代間の負担の公平などの観点から議論されているところであります。

当広域連合におきましては、これら国の動向を注視しながらも、高齢者が安心して医療を受けられるよう、各市町村と連携を図りながら、制度の円滑な運営に誠心誠意取り組んでまいります。

今議会では、平成 25 年度一般会計及び特別会計の歳入歳出決算の認定をいただく案件、平成 26 年度一般会計及び特別会計の補正予算案、また、公平委員会委員の選任についての同意案について提案させていただく次第でございます。

後ほど、それぞれの案件につきまして詳細な説明を申し上げますが、何とぞ十分なご審議をいただき、ご決定を賜りますよう、お願い申し上げます、挨拶とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

【議席の指定】

●議長(太田利政君)

それでは、日程第 1「議員の議席の指定」を行います。

新たに選出されました 3 名の議員を会議規則第 4 条第 2 項の規定により、9 番松井豊君、14 番内藤優君、18 番秋山勇君の議席を指定いたします。

【会議録署名議員の指名】

●議長(太田利政君)

次に、日程第 2「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 80 条の規定により、13 番井口貢君、16 番川口福三君を指名します。

【会期について】

●議長(太田利政君)

次に、日程第 3「会期の決定について」を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日 1 日間とすることに、ご異議ございませんか。

『「異議なし」の声』

●議長(太田利政君)

ご異議ありませんので、本定例会の会期は、本日 1 日間と決定いたしました。

【山梨県後期高齢者医療広域連合議会運営委員会委員の選任について】

●議長(太田利政君)

次に、日程第 4「山梨県後期高齢者医療広域連合議会運営委員会委員の選任について」を議題といたします。議会運営委員会委員の選任は、委員会条例第 4 条の規定により、議長において指名いたします。16 番川口福三君、18 番秋山勇君の 2 名を指名いたします。

お諮りいたします。議会運営委員会委員として、ただいま指名いたしました、川口福三君および秋山勇君を選任することにご異議ございませんか。

『「異議なし」の声』

●議長(太田利政君)

ご異議ございませんので、よって、ただいま指名いたしました、川口福三君および秋山勇君を議会運営委員会委員に選任することに決定いたしました。

【一般質問】

●議長(太田利政君)

次に、日程第5「一般質問」を行います。「議会の申し合わせ事項」のとおり、質問は答弁を含め30分以内といたします。また、関連質問は認めません。12番川口信子議員から通告がありますので、発言を許可します。

『「はい、議長」と呼ぶ者あり』

●議長(太田利政君)

12番川口信子君。

○12番川口信子君

12番川口信子です。一般質問をさせていただきます。質問事項については、後期高齢者の保険料特別軽減の廃止等についてということですが、後期高齢者制度については、制度の存続が、先ほども連合長から話がありましたが、決まりまして、現在、制度の在り方について「持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律」これはプログラム法案と言われていますが、に盛り込まれた事項について、厚生労働大臣の諮問機関である社会保障審議会医療保険部会で検討されておりますけれども、以下述べることにについて細かな説明を求めるものです。3点について説明をお願いしたいと思います。

1つ目は、後期高齢者の保険料特別軽減の廃止についてです。制度が始まった時より実施されておりました元社会保険者や低所得者の保険料特別軽減については、社会保障審議会医療保険部会で検討されているが、厚生労働省では、10月15日に開かれた部会に特別措置を廃止する案を示しております。特別軽減の内容について説明を求めるところです。

2つ目は、入院時食事療養費、入院時生活療養費の自己負担の引き上げについてであります。プログラム法案に基づく、部会での検討項目のひとつに、入院に関する給付の見直しということで、入院時食事療養費、入院時生活療養費の自己負担引き上げについての項目がありますが、その内容について詳しく説明を求めるところです。

3つ目は、紹介状なしで大病院を受診する場合の患者負担を導入することについてです。先ほどの1、2と同じくプログラム法案に基づく、部会での検討項目のひとつに、紹介状なしで大病院を受診する場合の患者負担を導入することについての項目がありますけれども、その内容について、その3点について説明をお願いしたいと思います。

『「はい、議長」と呼ぶ者あり』

●議長(太田利政君)

武井事務局長。

○事務局長(武井俊一君)

川口議員の後期高齢者の保険料特例軽減の廃止等についてのご質問にお答えいたします。

後期高齢者医療制度の動向につきましては、昨年8月、社会保障制度改革国民会議の報告書が提出され、「創設から既に5年が経過し、現在では十分定着していると考えられ、今後は現行制度を基本としながら、必要な改善を行っていくことが適当である。」という報告がされたところですので。

これを受け「社会保障制度改革推進法第4条の規定に基づく『法制上の措置』の骨子」が閣議決定されまして、制度存続の方向性が示されたところであります。

昨年 12 月には、この骨子に明示された「持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律」いわゆる「プログラム法案」が制定され、後期高齢者医療制度を含む各医療制度等につきまして、持続可能な制度を構築するための様々な改革が行われていくこととなりました。

具体的事項につきまして、厚生労働省社会保障審議会医療保険部会を中心に検討されており、既に、国保・後期高齢者医療制度の保険料に係る低所得者の負担の軽減の拡充や保険料限度額の引き上げ等が今年度より実施され、平成 29 年度を目途として、順次実施されていく予定であります。

国全体での平成 26 年度の後期高齢者医療費総額は 15.6 兆円が見込まれており、高齢者の増加と医療技術の高度化等により、今後さらに増加することが予想されています。

現在の後期高齢者医療制度では、被保険者の窓口での自己負担は、現役世代は 3 割でございますが、原則 1 割となっており、また、医療給付は公費約 5 割、現役世代からの支援金約 4 割、保険料約 1 割で賄われております。今後、医療費の増加が見込まれる中で、公費、現役世代だけに負担を求めることは困難であり、高齢者にも能力に応じ負担を求めるなどの高齢者医療の費用負担の在り方が検討されているところです。

その他、高齢者支援金の全面報酬割、国保の保険者・運営等の在り方などが検討されており、必要な法案は、平成 27 年通常国会に提出されることになっております。議員、ご指摘の内容につきましても、現在、医療保険部会において検討されている事項であります。

まず、保険料特例軽減の廃止についてであります。

現在、被用者保険の加入者の扶養になっていた被保険者の保険料については、激変緩和措置として、2 年間均等割を 5 割軽減すると規定されているところ、特例として無期限で 9 割に減額すること、また、所得の低い被保険者について、所得割を 5 割軽減すること、均等割の 7 割軽減者に該当する被保険者に対して 9 割若しくは 8.5 割に軽減することの特例軽減措置を続けております。

しかしながら、制度を支える現役世代との公平性を高めるため、高齢者にも相応の負担を求める意味合い等から、見直しの検討がされておりましたが、厚生労働省は 10 月 15 日に開催された医療保険部会に特例措置を段階的に廃止する案を示し、大筋で合意されたところであります。

なお、本広域連合における平成 26 年度の保険料軽減特例の対象被保険者は、7 月 1 日の本算定時で 7 万 4,529 人、軽減額は 6 億 7,122 万 8,472 円であります。なお、この保険料を軽減した額は、国の臨時特例交付金で補てんされることになっております。

次に、入院時食事療養費、入院時生活療養費の自己負担の引き上げについてであります。

現行の入院時食事療養費は、食材費相当額のみを自己負担としていますが、在宅医療では、食材費、調理費等すべての食事費は自己負担となります。

また、入院時生活療養費は、食事療養費と照明、温度等の環境療養費を合わせた費用で、療養病床に入院する 65 歳以上の方は、その両方を自己負担していますが、65 歳未満の方は食事療養費のみ自己負担となっております。

このため、入院医療と在宅療養及び、若者層と高齢者層との公平感を図る観点から、入院時の食事療養費と生活療養費の全体を見直す中で、自己負担分の引き上げの検討がされているところであります。

次に紹介状なしで大病院を受診する場合の患者負担を導入することについてであります。

限りある医療機関を有効に活用するため、大病院の外来は、紹介患者を中心とし、一般的な外来受診者は「かかりつけ医」に相談することを基本とするシステムを普及させ、

医療機関間の適切な役割分担を図る観点から、大病院で医師の紹介状なしで受診する場合は、定額負担を徴収することを制度化し、医療機関の更なる機能分化を促進する検討がされております。

これらの事項についての具体的な方法や内容については現段階では示されておりませんが、厚生労働省では、社会保障審議会の医療保険部会において、今年中に結論を出してもらい、順次、来年の通常国会に必要な法案を提出していく予定であります。

また、消費税の増税について、国では、今後予想される社会保障費に対して、持続可能な社会保障制度の確立を図るための財源にするためと説明しており、その用途については、社会保障制度全体を見直す中で検討され、具体化されるものと考えております。今回のプログラム法案に基づく、高齢者医療制度をめぐる議論は、今後の制度の在り方を決定するものであり、本広域連合としても、これらの動向を十分注視し、構成市町村や他の広域連合との連携を取りながら、適切な運営のため取り組んで参ります。以上でございます。

●議長(太田利政君)

よろしいでしょうか。

『「はい、議長」と呼ぶ者あり』

●議長(太田利政君)

12 番川口信子君。自席どうぞ。

○12 番川口信子君

今、お答えいただきましたが、後期高齢者の医療保険料ですね、現在、年金収入で250万円以下の世帯を対象にして、特例として最大9割を軽減しているというお話でした。今回、厚生労働省が世代間、世代内の不均衡があるということを経由にして、特例措置をなくす。810億円の医療費を削減する案を提案しているところなのです。

これは、単身の高齢者で年金収入80万円以下の人で、月370円から1,120円と3倍に上がるような提案内容な訳です。全国で後期高齢者医療の加入者の半数以上850万以上の人が対象になると言われていますが、県内ではどのくらいの方が対象になるのか。全体の何割にあたるのか。金額はどのくらいになるのか、まだ確定はしていないという話でしたが、分かる中でお願いしたいと思います。

そして、現在、医療費の滞納は県内でどのくらいの方が滞納されているのかということについても伺いたしたいと思います。

『「はい、議長」と呼ぶ者あり』

●議長(太田利政君)

功刀業務課長。

○業務課長(功刀正君)

お答えいたします。保険料の軽減の人数は、先ほど局長の答弁にございましたように県内では7万4,529人の方が今特例の軽減を受けております。

そして、年間の保険料にしますと、平均4,040円が12,000円ぐらい大体3倍ぐらいになると予想されています。金額の方が、先ほどの答弁でもありましたが、今特例を受けている総額6億7,100万円ちょっとになっております。

あと、滞納の状況ですが、人数は今把握をしていませんが、収納率でいきますと25年度の収納率が全体で99.31%になっておりまして、滞納の額が約4,000万円となっております。以上です。

『「はい、議長」と呼ぶ者あり』

●議長(太田利政君)

12 番川口信子君、どうぞ。

○12 番川口信子君

今、話を伺いましたが、滞納者は99.31%というところで、滞納者に対する措置は
どういうふうに行っているのかお伺いしたいと思います。

そして、全体としてですね、先ほども連合長から話がありましたけれども、高齢者が
増えれば増えるほど、そして、増える医療費が保険料負担に跳ね返るような仕組みにな
っているのが後期高齢者の仕組みだと思います。2年ごとの保険料の改定のたびに、保
険料が値上げをするということですね。

やはり、保険料が払えない人が広がっているということは、これは定期的ではない
人たち、低所得な人たちの高齢者がほとんどだと言われているところです。ですから、
ほんとに軽減措置を廃止させることが求められていると思うのです。

やはり、後期高齢者の制度そのものはやはり廃止して、元の老人保健制度に、私は戻
すべきだと思っています。

というところで、滞納者に対する対応をどうしているのかということもお聞きしたい
と思っています。

『「はい、議長」と呼ぶ者あり』

●議長(太田利政君)

はい。功刀業務課長。

○業務課長(功刀正君)

お答えいたします。滞納者に対する状況ですが、基本的に保険料の徴収は市町村で行
っております。それぞれの市町村で対応していただいておりますので、現状というのは今、
把握は出来ないのですが、広域連合としましては、収納対策ということで、25年度、
昨年度からですが、市町村の収納担当職員を対象に、県と国保連合会と共同ではありま
すが、収納対策に関する研修会を行っております。今年度も、来年の1月下旬ですが研
修会を予定しております。

あと、県全体の収納率を2年連続で1%以上下回った市町村については、収納対策計
画書を提出していただきまして、収納率の向上に向けた取り組みを、その市町村で行っ
ていただいております。

また各市町村から、収納対策の実施状況を提出していただきまして、取り組み
事例として各市町村に公表もしております。以上です。

●議長(太田利政君)

以上で、一般質問を打ち切ります。

○12番川口信子君

すみません。質問に答えていないので答えていただきたい。

●議長(太田利政君)

質問に答えていなかったですか。

○12番川口信子君

滞納者に対してどういう対応をしているのかという点を。

『「はい、議長」と呼ぶ者あり』

●議長(太田利政君)

はい。功刀業務課長。

○業務課長(功刀正君)

滞納者に対する対応ということですが、滞納が何か月とか続きますと、短期被保険者
証を交付して、その後、例えば一か月の保険証を発行しまして、その期限が切れる前に
市町村の収納担当者と話をしていただきまして、分納の誓約をしてもらうとかそういう
対応を取っています。以上です。

●議長(太田利政君)

以上で、一般質問を打ち切ります。

【日程第 6 認定第 1 号】

●議長(太田利政君)

次に、日程第 6 認定第 1 号「平成 25 年度山梨県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算の認定について」及び日程第 7 認定第 2 号「平成 25 年度山梨県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」を議題といたします。

審議に先立ち、監査委員から認定第 1 号及び第 2 号についての決算審査結果について、意見書の報告を求めます。

『「はい、議長」と呼ぶ者あり』

●議長(太田利政君)

柳澤清君。

○監査委員(柳澤清君)

監査委員の柳澤でございます。平成 25 年度決算審査の結果について報告をいたします。

審査は、平成 26 年 8 月 20 日午前 9 時 30 分より、広域連合事務室において、私と近藤監査委員の両名で行いました。

審査にあたっては、地方自治法第 233 条第 2 項の規定により、広域連合長から提出された歳入歳出決算書、歳入歳出事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書が、それぞれ関係法令に準拠して作成されているか、決算の計数に誤りがないか、予算は適正かつ効率的に執行されているかなどに主眼をおき、関係諸帳簿及び諸書類と照合しながら実施したところでございます。

審査に付された歳入歳出決算書及び証書類その他政令で定める書類は、いずれも関係法令に準拠して作成されており、その計数は、関係諸帳簿及び証書類と照合した結果、正確であると認められました。また、予算は適切かつ効率的に執行されているものと認められました。

意見としましては、次のとおり提出いたしました。お手元の決算審査意見書の最終ページ 8 ページにあります。

「一般会計及び後期高齢者医療特別会計の事務費の財源については、その多くが市町村からの負担金によるものであることから、引き続き経常経費の節減に取り組まれない。一方で、毎年増加の一途をたどっている高齢者の医療費に対しては、ジェネリック医薬品の一層の利用促進や健診事業等の疾病予防事業の拡充を図り、その抑制に努められたい。また、負担区分変更等で生じた医療費の返納金の未納額については、取り組み強化により減少傾向ではあるが、今後も同様に管理徴収を図られたい。

後期高齢者医療制度については、平成 27 年に法案提出が予定されている国民健康保険の都道府県化において影響を受けることが予想されるため、今後の国の動向を注視されたい。現行制度においても、国・県・市町村と連携して、社会情勢や医療費の動向を把握する中で安定した医療給付や正確な事務処理を行うと共に、予算措置についても適時的確に対応し、適切かつ効率的な予算執行に一層努力されたい。」以上の意見を提出いたしました。

●議長(太田利政君)

監査委員の監査結果の報告が終わりました。

ただいまから、認定第 1 号「平成 25 年度山梨県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算の認定について」事務局に説明を求めます。

『「はい、議長」と呼ぶ者あり』

●議長(太田利政君)

武井事務局長、どうぞ。

○事務局長(武井俊一君)

認定第1号「平成25年度山梨県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算の認定について」ご説明させていただきます。

最初に、歳入についてご説明させていただきます。お手元の議案書2ページ、3ページをご覧ください。一番下が合計欄になります。

歳入合計であります。予算現額4億7,413万6,000円に対し、調定額、収入済額いずれも4億7,399万5,158円です。

主な内容は、広域連合職員の人件費及び維持管理費などに充てる市町村からの事務経費の負担金、並びに前年度からの繰入金です。

次に4ページ、5ページをご覧ください。

歳出ですが、同じく一番下、歳出合計欄をご覧ください。予算現額4億7,413万6,000円に対し、支出済額4億5,196万8,274円、不用額2,216万7,726円となっております。

主な内容は、広域連合職員の派遣元市町村への人件費負担金、事務所等の借上料、及び特別会計への繰出金です。なお、収入済額から支出済額を差し引いた歳入歳出差引額は、2,202万6,884円となっております。

以上、概要につきましてご説明いたしました。詳細につきましては小俣次長から説明させていただきますので、よろしくお願いたします。

『「はい、議長」と呼ぶ者あり』

●議長(太田利政君)

小俣事務局長次長。

○事務局長次長(小俣正春君)

次長の小俣と申します。よろしくお願いたします。

それでは、平成25年度山梨県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算の詳細について説明いたします。

別冊資料1「山梨県後期高齢者医療広域連合歳入歳出決算書」により歳入・歳出の主なものを説明いたします。

まず、歳入ですが、6ページをお願いします。

1款「分担金及び負担金」は、4億5,492万6,952円の収入となっております。

内容としましては、事務費共通経費負担金として、構成27市町村から4億5,402万1千円、広域連合専用のシステム端末の追加設備分として9市町村から90万5,952円となっております。

2款「国庫支出金」及び3款「県支出金」の32万7,090円は、「保険料不均一賦課負担金」であります。

この、不均一賦課負担金は、県内では、小菅村が対象となっており、通常課税との差額は、国及び県で1/2ずつ負担しております。

4款「財産収入」33万4,190円につきましては、財政調整基金及び臨時特例基金の利息分です。

5款「繰入金」は、ありませんでした。

6款「繰越金」1,796万2,667円は、前年度からの繰越です。

7款「諸収入」1項「預金利子」は、普通預金利子11万7,169円の収入となっております。

以上、歳入合計は、予算現額4億7,413万6千円に対しまして、調定額・収入済額ともに4億7,399万5,158円の歳入となっております。

次に、歳出について説明いたします。8ページをお願いします。

1 款「議会費」は、103 万 2,068 円となっております。

平成 25 年度は、定例会を 2 回、全員協議会 1 回を開催し、主な支出は議員 27 名の報酬及び費用弁償であります。

次に、2 款「総務費」1 項「総務管理費」1 目「一般管理費」の支出は、1 億 6,043 万 7,606 円となっております。

この「一般管理費」につきましては、主な節での説明をいたします。なお、備考欄には、主な内容が記載してありますので、参照をお願いします。

3 節「職員手当等」464 万 3,695 円は、派遣職員の通勤手当に 315 万 4,100 円及び超過勤務手当に 131 万 8,895 円を支出しております。

11 節「需用費」140 万 5,941 円は、事務用品などの消耗品に 57 万 9,132 円、事務所の電気料に 61 万 7,948 円を支出しております。

12 節「役務費」108 万 5,812 円は、通信運搬費として 42 万 732 円、公用車 2 台の自動車損害保険料に 34 万 6,430 円となっております。

13 節「委託料」552 万 7,199 円は、財務会計システム及びグループウェア委託料に 462 万 4,200 円、条例等整備委託料に 87 万 3,600 円を支出しております。

14 節「使用料及び賃借料」1,393 万 9,060 円は、L G W A N 接続料に 67 万 4,730 円、広域連合事務所等不動産借上に 890 万 3,700 円、複合機 2 台分に 80 万 8,830 円、内部情報系パソコン及びサーバーリース料に 283 万 1,220 円を支出しております。

19 節「負担金、補助及び交付金」1 億 3,379 万 239 円のうち、1 億 3,372 万 3,239 円は広域連合の派遣職員 20 名の給与等を、派遣元の市町村に支出しております。

2 目「公平委員会費」並びに 2 項「選挙費」の支出はありませんでした。

3 項「監査委員費」24 万 7,730 円につきましては、監査委員 2 名の報酬及び費用弁償であります。

次に、3 款「民生費」2 億 8,093 万 3,680 円は、特別会計への繰出金で、内容は電算システム委託料やパソコンリース料、国保連合会への審査支払手数料などの共通経費分であります。

不用額 1,308 万 5,320 円の要因ではありますが、平成 25 年度は、26 年度の保険料率改定の準備を行っております。例年、保険料率改定の前年には、改定時にスムーズに移行できるように、改定内容等を記載したダイレクトメールを 3 月下旬に被保険者宛に送付し、周知を図っております。

平成 25 年度におきましては、市町村との協議のうえ、ダイレクトメールの代わりに、各市町村で発行しております広報誌等を活用し周知したため、ダイレクトメールに係る費用 1,300 万円弱の経費削減ができたことが、主な理由となっております。

10 ページをお願いします。

4 款「諸支出金」1 項「基金費」1 目「財政調整基金費」の支出済額は、899 万 8,846 円となっております。この支出は、財政調整基金条例に基づく基金として、運用益と前年度の剰余金の 2 分の 1 相当を積み立てたものであります。

2 目「臨時特例基金費」31 万 8,344 円につきましては、臨時特例基金利子の積立金であります。

5 款「予備費」は使用しておりません。

以上、歳出合計予算現額 4 億 7,413 万 6 千円に対しまして、支出済額 4 億 5,196 万 8,274 円、不用額 2,216 万 7,726 円となっております。以上が、事項別明細書による説明でございます。

引き続き、一般会計の「実質収支に関する調書」であります。12 ページをお願いします。

歳入総額 4 億 7,399 万 5 千円、歳出総額 4 億 5,196 万 8 千円、歳入歳出差引額 2,202

万7千円翌年度へ繰り越すべき財源はありませんので、実質収支額は、歳入歳出差引額と同額の2,202万7千円となっております。以上が、平成25年度山梨県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算の内容であります。

●議長(太田利政君)

事務局の説明が終わりました。

ただいまから、認定第1号の質疑を行います。質疑ございませんか。

『「なし」の声』

●議長(太田利政君)

ないようですので質疑を終結し、討論に入ります。討論はございませんか。

『「なし」の声』

●議長(太田利政君)

ないようですので討論を終結し、採決いたします。お諮りいたします。

認定第1号「平成25年度山梨県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算の認定について」は、原案のとおり認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

●議長(太田利政君)

挙手全員であります。

よって、認定第1号は、原案のとおり認定することに決定いたしました。

【日程第7 認定第2号】

●議長(太田利政君)

次に、認定第2号「平成25年度山梨県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」を議題とします。事務局に説明を求めます。

『「はい、議長」と呼ぶ者あり』

●議長(太田利政君)

武井事務局長。

○事務局長(武井俊一君)

認定第2号「平成25年度山梨県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」ご説明させていただきます。

最初に、歳入についてご説明させていただきます。お手元の議案書8ページ、9ページをご覧ください。

一番下の合計欄をご覧ください。

歳入合計であります。予算現額945億6,075万8,000円に対し、調定額は925億7,152万1,677円、収入済額は925億6,689万9,199円であります。

なお、収入未済額が462万2,478円ございますが、被保険者の所得更正などに伴う負担区分変更による医療費返還金等の未納分であります。

歳入の主なものは、市町村で収納した保険料、国・県・市町村が負担すべき定率負担金、及び現役世代からの支援金であります。

次に10ページ、11ページをご覧ください。

歳出であります。同じく一番下、歳出合計欄をご覧ください。予算現額945億6,075万8,000円に対し、支出済額908億1,363万4,077円、不用額は37億4,712万3,923円となっております。

主な内容は、被保険者に対する入院、外来、歯科等の給付費用であります。

なお、収入済額から支出済額を差し引いた歳入歳出差引額は、17億5,326万5,122円となっております。

以上、概要につきましてご説明いたしました。詳細につきましては功刀業務課長から説明させていただきますので、よろしくお願いたします。

『「はい、議長」と呼ぶ者あり』

●議長(太田利政君)

功刀業務課長。

○業務課長(功刀正君)

それでは、特別会計の歳入・歳出の詳細につきましては、別冊の資料1「歳入歳出決算書」の事項別明細書で説明させていただきます。

決算書の18ページからが事項別明細書になりますので、ご覧ください。

主に、款項目、収入済額の欄で説明させていただきます。

1款「市町村支出金」は、医療の給付に係る市町村の負担金であり、収入済額は、146億4,691万1,178円であります。1項「市町村負担金」1目の「保険料等負担金」57億9,793万799円は、各市町村で収納した保険料相当額であり、2目の「療養給付費負担金」70億7,258万1,844円は、医療給付費の1/12にあたる市町村が負担すべき定率負担分であります。3目の「保険基盤安定負担金」17億7,639万8,535円は、保険料の均等割軽減相当額を補填する地方が分担する負担金であり、県が3/4市町村が1/4を負担するもので、県の負担金は、一旦市町村で受け入れ、市町村分と合わせた額を広域連合で受け入れたものであります。

次の2款「国庫支出金」は、医療の給付や保険料軽減の補填等に係る国の負担金、補助金及び交付金で、収入済額は309億2,946万718円であります。1項「国庫負担金」1目の「療養給付費負担金」220億6,564万8,000円は、医療給付費の3/12にあたる、国が負担すべき定率負担分であります。2目の「高額医療費負担金」2億8,808万634円は、レセプト1件あたり80万円を超える医療費のうち、保険料と調整交付金に係る部分の1/4を国が負担するものであります。2項「国庫補助金」1目の「調整交付金」は、各広域連合間の財政力の不均衡を調整するためのもので、医療給付費の概ね1/12を目途として交付されます。収入済額は85億7,573万2,084円であります。

19ページをご覧ください。

2目の「後期高齢者医療制度事業費補助金」は、各種事業に対する国庫補助金で、収入済額は1,978万6,084円であります。1節の「健康診査事業補助金」1,122万8,000円は、健康診査費用のうち補助基準額の1/3以内で補助されるものであります。

2節の「保険者機能強化事業補助金」606万円は、重複・頻回受診者等への訪問指導強化、後発医薬品の使用促進等の普及啓発の強化及び医療保険者の「意見を聴く場」の設置等の事業に係る国の補助金であります。

3節の「特別高額医療費共同事業補助金」249万8,084円は、レセプト1件400万円を超える、著しく高額な医療費について、200万円を超える部分を対象に、全国の広域連合で負担し合う事業の拠出金に対する国の補助金であります。

3目の「円滑運営臨時特例交付金」は、低所得者の保険料軽減措置として7割軽減世帯を9割と8.5割軽減すること、それから所得が一定以下の被保険者の所得割を5割軽減する措置に対する補填として交付されるものですが、25年度はありませんでした。理由は、今までは翌年度の分を交付されていましたが、26年度から当年度の分を交付することになったためであります。25年度については、すでに24年度に交付をされておりましてから、25年度分はありませんでした。

4目の「後期高齢者医療災害臨時特例補助金」11万8,000円は、東日本大震災で避難してきた後期高齢者に対し、一部負担金の免除、標準負担額の免除、それと保険料の減免額に対して国から補助金が交付されたものであります。

3款「県支出金」は、医療の給付に係る県の負担金及び補助金等であり、収入済額は74億8,322万3,360円あります。1項「県負担金」1目の「療養給付費負担金」71億7,196万1,726円は、医療給付費の1/12にあたる県が負担すべき定率負担分であり

ます。2目の「高額医療費負担金」2億8,808万634円は、国と同様にレセプト1件あたり80万円を超える医療費のうち、保険料と調整交付金に係る部分の1/4を県が負担するものであります。2項の「財政安定化基金支出金」は、予定以上の保険料の未納又は給付費の増加による財源不足を補うために、県に設置されている基金からの交付金であります。平成25年度の交付はありませんでした。

20ページをご覧ください。

3項の「県補助金」1目の「後期高齢者保健事業費補助金」2,318万1,000円は、国と同様に県から補助された健康診査費用の補助金であります。市町村が実施した健康診査費用のうち、補助基準額の1/3が国と同様に補助されたものであります。

4款「支払基金交付金」は、現役世代からの支援金で、給付費の4/10相当額にあたり、収入済額は369億5,873万6,308円であります。この交付金は、支払基金が全国の各医療保険者から集めた現役世代負担分を、各都道府県の医療費に基づき、それぞれの広域連合に交付されたものであります。

5款「特別高額医療費共同事業交付金」は、一件400万円を超える高額なレセプトのうち、200万円を超える部分について、全国の広域連合で負担し合うもので、各都道府県の高額な医療費に応じ交付されたものであります。収入済額は1,081万9,846円あります。

6款「財産収入」は、後期高齢者医療給付基金の運用収益となる利子であり、この基金に積み立てられるものであります。収入済額は47万5,305円あります。

7款「繰入金」は、一般会計と各基金からの繰入金であり、収入済額は9億4,090万8,166円あります。

1項の「一般会計繰入金」は、市町村からの事務経費の負担金である市町村負担金繰入金と、国と県が1/2ずつ負担する、小菅村の保険料不均一賦課差額相当額の補填のための繰入金であります。1節の「市町村負担金繰入金」の収入済額につきましては2億8,027万9,500円、21ページになりますが、2節の「保険料不均一賦課繰入金」の収入済額につきましては65万4,180円あります。

2項の「基金繰入金」は、低所得者及び被扶養者に対する保険料軽減措置の補填である国庫補助金を積み立てた「臨時特例基金」と著しい保険料の不足又は医療給付費の増加に対応するため、過年度における剰余金を積み立てた「後期高齢者医療給付基金」からの繰入金であります。収入済額につきましては、1目の「臨時特例基金繰入金」が6億5,564万6,861円、2目の「後期高齢者医療給付基金繰入金」が432万7,625円あります。

8款「繰越金」は、平成24年度からの繰越金であり、収入済額は14億5,175万7,656円あります。この中には、平成24年度に国・県から概算で交付された分の精算による返還金9億5,664万8,589円が含まれております。

9款「県財政安定化基金借入金」は、収入がございません。なお、財政安定化基金の事業といたしましては、交付事業と貸付事業がありますが、平成25年度におきましては、基金からの交付金・借入金は、共にありませんでした。

10款「諸収入」の収入済額は、総額で1億4,460万6,662円あります。1項「延滞金、加算金及び過料」、1目の「延滞金」20万6,350円は、保険料の延滞金であります。

22ページをご覧ください。

2目の「過料」3目の「加算金」はありませんでした。

2項の「預金利子」425万9,556円は、銀行口座の預金利子であります。

3項「雑入」1目の「第三者納付金」1億498万5,218円は、交通事故等の第三者行為に係る医療給付費について、加害者からの納付金であります。

2目の「返納金」は、所得の更正等による負担区分の変更に伴う医療給付費の返還金

であります。収入済額は3,515万5,538円、収入未済額は462万2,478円であります。

3目の「雑入」は、ありませんでした。以上が歳入であります。

次に、歳出の決算について、事項別明細書の23ページをご覧ください。

1款「総務費」は、運営に係る事務的経費であり、支出済額は2億8,986万4,263円であります。

1項「総務管理費」1目の「一般管理費」であります。主なものについて説明させていただきます。なお、この目の備考欄に主な節の支出項目が記載してありますので、ご参照いただきたいと思います。1節の「報酬」、3節の「職員手当等」、4節の「共済費」、それと7節の「賃金」につきましては、3人の嘱託職員と2人の臨時職員に係る人件費であります。11節の「需用費」853万1,844円は、消耗品関係と医療費通知の印刷等の印刷製本の費用であります。12節の「役務費」3,830万5,906円は、医療費通知等の郵送料通信運搬費と療養費の審査等の国保連合会への手数料であります。

24ページをご覧ください。

13節「委託料」は、備考欄にある項目であります。主な内容は、広域連合のシステム委託料、レセプトの資格確認などの国保連合会委託料、レセプトの点検に係る委託料、標準システム運用保守委託料等で、支出済額は2億890万6,877円であります。14節の「使用料及び賃借料」2,412万5,540円は、各会議等の会場使用料並びに広域連合と各市町村に設置してありますサーバと端末のリース料であります。

次に、2款「保険給付費」は、被保険者に対する給付費用であり、支出済額は893億7,111万3,066円であります。

1項「療養諸費」1目の「療養給付費」840億6,847万3,723円は、入院、外来、歯科等の給付費用であります。2目の「訪問看護療養費」2億5,173万4,700円は、自宅において訪問看護師等の訪問看護を受けた費用であります。

25ページをご覧ください。

3目の「特別療養費」は、資格証明書の交付を受けている被保険者からの請求による給付ですが、支出はありません。4目の「移送費」は、医療機関で治療を受けている被保険者が、医師の判断により、他の医療機関に移送されたときの費用であります。支出はありません。5目の「審査支払手数料」2億3,945万250円は、国保連合会に委託している審査支払に係る費用であります。1件の単価が82円で、292万125件でありました。6目の「療養費」10億6,463万5,607円は、補装具、柔道整復等の費用給付であります。

2項「高額療養諸費」1目の「高額療養費」33億3,801万5,644円は、窓口で支払う自己負担分が、所得に応じて定めた自己負担限度額を超えたものについて給付するものであります。2目の「高額介護合算療養費」6,665万3,142円は、後期高齢者医療制度と介護保険制度の両方に支払っている自己負担額の1年間の合計額が一定の負担額を超えたものについて給付するものであります。

3項の「その他医療給付費」1目「葬祭費」3億4,215万円は、被保険者の死亡に対し、葬祭を行う者に5万円を給付するものであります。

3款「県財政安定化基金拠出金」は、保険料の未納又は給付費の増加により財源不足が生じた場合、無利子の貸付や交付を目的として県に設置された基金に、国、県それと広域連合がそれぞれ1/3ずつ拠出して積み立てるもので、支出済額は8,434万円でありました。なお、平成25年度末の基金残高は14億845万9,911円となっております。

26ページをご覧ください。

4款「特別高額医療費共同事業拠出金」は、1件400万円を超える特に高額なレセプトが対象で、200万円を超える部分を全国の広域連合で負担し合うための事業への拠出金で、支出済額は665万274円であります。1目の「特別高額医療費共同事業拠出金」

658万3,767円は、事業に対する拠出金であり、2目の「特別高額医療費共同事業事務費拠出金」6万6,507円は、国保中央会が行う事業の事務経費に対する拠出金であります。

5款「保健事業費」は、健康の保持増進のために必要な事業を行うために実施した費用で、支出済額は9,303万円であります。

1項「健康保持増進事業費」1目の「健康診査費」4,636万2,000円は、市町村が実施した健康診査に対する補助金であります。2目の「その他健康保持増進費」4,666万8,000円は、広域連合が実施した健康増進事業実施時の講師への謝礼と市町村で実施した人間ドック受診事業への補助金であります。これらの事業には、国からの特別調整交付金が充てられております。

27ページをご覧ください。

6款「基金積立金」は、当広域連合の財政の健全な運営等に資するため、用途別に設置されている2つの基金に、それぞれ基金条例に基づき積み立てを行うものであります。

1項「基金積立金」1目の「臨時特例基金積立金」は、国からの円滑運営臨時特例交付金がなかったため、積み立てもありませんでした。基金の26年3月末残高は5億120万4,150円であります。

2目の「後期高齢者医療給付基金積立金」は、利息分の47万5,305円であります。基金の26年3月末残高は11億9,279万5,557円となっております。

7款「公債費」は、資金が一時的に不足するときに生じた借入金の利子の返済金であります。借入金は無く、支出はありません。

8款「諸支出金」は、保険料、療養給付費に係る市町村や国等への還付、償還等の支出金であり、支出済額は9億6,816万1,169円であります。

1項「償還金及び還付加算金」1目の「保険料還付金」1,146万780円は、過年度に徴収した保険料の所得更正等による返還に伴う市町村への支出金であります。

2目の「償還金」9億5,664万8,589円は、平成24年度の療養給付費等に係る国、県の負担金等の精算に伴う償還金であります。

28ページをご覧ください。

内訳は備考欄にありますように、国庫支出金の返還金が8億6,364万8,723円、県支出金の返還金が9,299万9,866円あります。

3目の「還付加算金」5万1,800円は、市町村が被保険者等に保険料を返還する際に発生した加算金を市町村に支出したものであります。

9款「予備費」の支出はありませんでした。以上が歳出であります。

最後に、実質収支に関する調書について、30ページにありますので、ご覧いただきたいと思っております。

歳入総額925億6,689万9千円に対しまして、歳出総額は908億1,363万4千円となり、差引額は17億5,326万5千円となりました。翌年度へ繰り越すべき財源はありませんので、実質収支額は、差引額の17億5,326万5千円あります。

以上が、平成25年度山梨県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の内容であります。よろしくお願いたします。

●議長(太田利政君)

事務局からの説明が終わりました。

ただいまから、認定第2号の質疑を行います。質疑ございませんか。

『「はい、議長」と呼ぶ者あり』

●議長(太田利政君)

22 番後藤政行君。

○22 番 後藤政行君

この決算書を見ますと、療養給付保険給付費が当初の予算よりも 36 億減額になって、非常に好ましい決算だと私は思います。以前にも、保険者として医療費の削減に努力してくださいとお願いをした記憶がありますけれども、昨年の医療費の総額を。昨年とは 24 年度と 25 年度。

そして、先ほど監査委員がジェネリック医薬品なんかを使用して、療養給付費が減ったという意味にとれる説明がありましたけれども、なんかその辺は保険者として医療費の削減に取り組んでいるものがあるならば教えてもらいたい。今言った 24 年度と 25 年度の比較で教えてもらいたい。

そしてもう一つ、歳入の面で預金利息が当初予算が 0 円なのに 425 万円も計上されているが。先ほど銀行口座の預金利息だという説明がありましたが、ちょっと教えてもらいたいのですが、公金はペイオフはとらないのかね。というのは、流動性は預金利息の金利が付かないものに金融機関が破綻しても、元本は全部救済されるのだが、その辺の心配がある。多分、中銀さんに資金運用しているだろうと思うのですが、この 425 万 9 千円はどのような資金運用なのでしょう。それともう一つ、ペイオフをくわないのかくうのか、お願いします。

『「はい、議長」と呼ぶ者あり』

●議長(太田利政君)

功刀業務課長。

○業務課長(功刀正君)

まず、保険給付費の昨年度との比較であります。平成 24 年度と比較しますと 13 億 5,253 万円ほど増となっております。率で言いますと 1.53% 増となっております。医療給費の抑制をしているかということではありますが、小さい事かもしれませんが、ジェネリック医薬品の使用促進の啓発を行ったり、また重複頻回受診者への訪問指導等を行っております。医療費の抑制に努めているところであります。

『「はい、議長」と呼ぶ者あり』

●議長(太田利政君)

小澤会計管理者。

○会計管理者(小澤まゆみ君)

預金の利子に関しましては、保険料や市町村からの負担金、また国庫負担金などをうまく回転させるように、支払いがない間、うまく使って預金を増やしています。当初は見込みがつかないので、1,000 円で当初予算額にしています。

『「はい、議長」と呼ぶ者あり』

●議長(太田利政君)

22 番後藤政行君。

○22 番 後藤政行君

療養給付は市町村ともよく連携して、国保会計にも言えるのですが、毎年毎年、医療費はどうしても増加し続けるので、この辺は徹底した医療費削減の PR とかの努力をしないと毎年増えるばかりなので。患者の負担も増えますし、公金の負担も増えるので、ぜひその辺は徹底してもらいたい。

それで、預貯金の問題ですが、私はどのような資金運用をしているのか、流動性の普通預金に入れているものの利息がこの金額なのか。それとペイオフをくうのかくわないのか回答してもらいたい。

『「はい、議長」と呼ぶ者あり』

●議長(太田利政君)

小澤会計管理者。

○会計管理者(小澤まゆみ君)

今の点については、NCD、譲渡性預貯金をしていますので、ペイオフは関係がないです。

●議長(太田利政君)

他にありませんか。

『「はい、議長」と呼ぶ者あり』

●議長(太田利政君)

9番松井豊君。

○9番 松井豊君

9番松井です。先ほどの質問と若干かぶるのですが、審査の意見の中にジェネリック医薬品の利用促進という指摘があるのですが、チラシなどには出来るだけ利用してくれと書いてありますが、例えば、医療機関その他について具体的にそういった働きかけなどをしておられるかどうか、それが一点。

その利用状況はどの程度なのか、把握しておられれば教えていただきたいのと、経費面で効果があるのであれば、その数字も大雑把で結構ですので教えてもらいたい。以上です。

『「はい、議長」と呼ぶ者あり』

●議長(太田利政君)

功刀業務課長、どうぞ。

○業務課長(功刀正君)

お答えいたします。ジェネリック医薬品に関しましてですが、医療機関への周知は特に行っておりません。25年度の実績になります。後発品の利用率は25.6%、これは医薬品の数量ベースになっております。金額までは出していないのですが、申し訳ありません。率としては25.6%であります。

『「はい、議長」と呼ぶ者あり』

●議長(太田利政君)

3番小林義孝君。

○3番 小林義孝君

3番都留の小林です。単純な質問ですが、高額療養費、特別高額療養費のそれぞれ件数を伺いたい。それから、400万円を超える医療とはどんなことが含まれるのでしょうか。期間的に長くてお金がかかるのか、1件の手術が大きいとかそういう中身なのか伺いたい。大変初歩的な質問ですが。

それから、特別療養費、資格証明書を持っている方の医療費ですが、これが実績0円ですが、これは、資格証明書を持っておられる人が医療機関を訪れないのかとういうことなのかどうか、内容について伺いたいと思います。

『「はい、議長」と呼ぶ者あり』

●議長(太田利政君)

功刀業務課長。

○業務課長(功刀正君)

お答えいたします。まず、高額療養費の対象者であります。25年度の数で20万3,145件であります。特別高額の対象者ですが、昨年度交付されたのが35人分であります。その内容ですけれども、1か月分のレセプトが400万円を超えるものが対象になります。その内容につきましては、把握はしていません。例えば、心臓の手術とかをすればその月は結構な額になるとか、あと白血病とかは結構掛かるとかという話は聞

いております。

あと、特別療養費が0円になっておりますが、資格証明書を出している方は基本的にはおりません。高齢者が誰でも医療を受けられるように、基本的に資格証は出さないという方針でおりますので、当然、0円で支出はありません。以上です。

『「はい、議長」と呼ぶ者あり』

●議長(太田利政君)

3番小林義孝君。

○3番 小林義孝君

私の知り合いが心臓の手術をして、「200万円だよ。」と退院してから半分笑い話みたいにい言いまして、400万円とはどんなものかと思ったのですが、やっぱり知っておいた方がいいのではないのですかね。どんなものか。

先程、一般質問の際に、都留なんか100%の自治体を除くと収納率99.8とか9とか最高の値になっていますが、残りの0点いくつの保険料の未払いの人はどういう状態にあるか、これは制度の一つの重要なポイントだと思います。ぜひ、これからもその点私は見守り続けたいと思っています。以上です。

『「はい、議長」と呼ぶ者あり』

●議長(太田利政君)

12番川口信子君。

○12番 川口信子君

12番甲州市の川口信子です。歳出のところですが、保険給付費の支出済額に対して不用額が全体で37億円になっていまして、保険給付費で36億円不用になっていまして、普通はこれほどの金額は補正などで圧縮するとかが考えられると思いますが、何故こんなに多いのかということ、この内容について伺いたいと思います。

『「はい、議長」と呼ぶ者あり』

●議長(太田利政君)

功刀業務課長。

○業務課長(功刀正君)

お答えいたします。保険給付費療養給付だけで、33億近くの不用品額があるのですが、本来がきちんと補正で減額の補正をするべきだとは思われますが、だいたい1か月の医療給付費が70億近くになりまして、あまりきっちりやっちゃいますと、何かインフルエンザの大発生とかそういうものがあつた場合に、対応できなくなつては困つたということで、基本的に当初の予算をそのままやらせていただいております。以上です。

●議長(太田利政君)

他にありませんね。

『「なし」の声』

●議長(太田利政君)

質疑を打ち切ります。討論に入ります。討論はありませんか。

『「なし」の声』

●議長(太田利政君)

それでは、討論を終結し、採決いたします。お諮りいたします。

認定第2号「平成25年度山梨県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」は、原案のとおり認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

●議長(太田利政君)

挙手全員でございます。

よつて、認定第2号は、原案のとおり認定することに決定いたしました。

【日程第 8 議案第 5 号】

●議長(太田利政君)

次に、日程第 8 議案第 5 号「平成 26 年度山梨県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算(第 1 号)」を議題とします。事務局に説明を求めます。

『「はい、議長」と呼ぶ者あり』

●議長(太田利政君)

武井事務局長。

○事務局長(武井俊一君)

議案第 5 号「平成 26 年度山梨県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算(第 1 号)について」ご説明させていただきます。

議案書の 13 ページをご覧ください。

今回の補正につきましては、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 2,202 万 5 千円を増額し、それぞれ 4 億 8,973 万 2 千円とするものでございます。

14 ページ、15 ページをご覧ください。

内容でございますが、歳入につきましては、前年度の決算により生じた余剰金を繰越金として受け入れるものです。歳出につきましては、歳入で受け入れました繰越金を財政調整基金に積み立てるものであります。

以上でございますが、詳細につきましては小俣次長から説明させますので、よろしくお願いたします。

『「はい、議長」と呼ぶ者あり』

●議長(太田利政君)

小俣事務局次長。

○事務局次長(小俣正春君)

それでは、別冊資料 2「山梨県後期高齢者医療広域連合予算説明書」1 ページからの事項別明細書で説明いたします。

まず、歳入であります、6 ページをお願いいたします。

6 款「繰越金」1 項「繰越金」1 目「繰越金」を 2,202 万 5 千円増額し、2,202 万 6 千円とするものです。

これは、平成 25 年度の決算によりまして剰余金が 2,202 万 6 千円余りとなるため、これを予算に反映したものです。

次に、歳出について説明いたします。8 ページをお願いいたします。

4 款「諸支出金」1 項「基金費」1 目「財政調整基金費」を 2,202 万 5 千円増額し、2,205 万 6 千円とするものであります。

これは、地方財政法によりまして、前年度剰余金を積み立てるものであります。

理由としましては、平成 29 年度に標準システムの機器更改を予定しております。この標準システムは、全国の広域連合が LGWAN で接続しており、平成 19 年に機器の調達を行い、5 年後の平成 24 年に機器更改を行っております。次回の機器更改は、5 年後の平成 29 年を予定しております。平成 24 年度の機器更改時の費用は、おおよそ 1 億円かかっております。

この費用を、平成 29 年の標準システム機器更改の費用に勘案しますと、おおよそ 8 千万 必要と思われますので、剰余金はすべて基金に積み立て、29 年の急激な負担増の軽減を図るものであります。以上であります。

●議長(太田利政君)

事務局の説明が終わりました。

ただいまから、議案第 5 号の質疑を行います。質疑はございませんか。

『「なし」の声』

●議長(太田利政君)

ないようですので質疑を終結し、討論に入ります。討論はございませんか。

『「なし」の声』

●議長(太田利政君)

ないようですので討論を終結し、採決いたします。お諮りいたします。

議案第5号「平成26年度山梨県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算(第1号)」は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

●議長(太田利政君)

挙手全員であります。

よって、議案第5号は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

【日程第9 議案第6号】

●議長(太田利政君)

次に、日程第9議案第6号「平成26年度山梨県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について」を議題とします。

事務局に説明を求めます。

『「はい、議長」と呼ぶ者あり』

●議長(太田利政君)

武井事務局長。

○事務局長(武井俊一君)

議案第6号「平成26年度山梨県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について」ご説明させていただきます。

議案書の17ページをご覧ください。

今回の補正につきましては、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ11億9,178万6千円を増額し、それぞれ952億6,803万8千円とするものでございます。

18ページ、19ページをご覧ください。

内容でございますが、歳入につきましては、支払基金交付金の前年度分精算に伴う相殺による減額及び前年度の決算により生じた余剰金を繰越金として受け入れた増額であります。歳出につきましては、保険給付費の財源を支払基金交付金から繰越金に振り替えた財源の更正、繰越金による後期高齢者医療給付基金への積立及び国・県負担金の前年度分精算による返還分の増額などであります。

以上でございますが、詳細につきましては功刀業務課長から説明させますので、よろしく願いいたします。

『「はい、議長」と呼ぶ者あり』

●議長(太田利政君)

功刀業務課長。

○業務課長(功刀正君)

それでは、詳細につきましては、補正予算の事項別明細書で説明をさせていただきます。資料2の予算説明書の16ページ、17ページをご覧ください。

歳入の補正であります。4款「支払基金交付金」1項「支払基金交付金」1目の「後期高齢者交付金」につきましては、既存の予算から5億6,147万8,000円を減額するものであります。これは、負担対象額の4/10にあたる現役世代からの支援金であります。前年度概算交付されていたものに、精算により返還金が生じたので、本年度の交付金で相殺するものであります。

8款「繰越金」1項「繰越金」1目「繰越金」は、平成25年度の繰越金が確定いたし

ましたので、17億5,326万4,000円を増額するものであります。

次の18ページ、19ページをご覧ください。

歳出の補正であります。2款「保険給付費」1項の「療養諸費」につきましても、1目の「療養給付費」から6目の「療養費」まで、すべて財源更正であります。支払基金交付金の減額に伴い、繰越金を充当するものであります。

2款「保険給付費」2項「高額療養諸費」1目の「高額療養費」と次の20ページ、21ページ、2目の「高額介護合算療養費」につきましても、同様の財源更正であります。

6款「基金積立金」1項「基金積立金」2目の「後期高齢者医療給付基金積立金」2億4,148万5,000円につきましても、前年度の繰越金のうち、国、県から概算交付により受けた負担金等について、精算により返還すべき費用を除いた額を積み立てるものであります。

8款「諸支出金」1項「償還金及び還付加算金」2目の「償還金」9億5,030万1,000円につきましても、前年度に概算交付を受けた国及び県の負担金等を、精算により返還するものであります。

以上が、平成26年度山梨県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の内容であります。よろしくお願ひいたします。

●議長（太田利政君）

事務局の説明が終わりました。

ただいまから、議案第6号の質疑を行います。質疑はございませんか。

『「なし」の声』

●議長（太田利政君）

ないようですので質疑を終結し、討論に入ります。

討論はございませんか。

『「なし」の声』

●議長（太田利政君）

ないようですので討論を終結し、採決いたします。

お諮りいたします。議案第6号「平成26年度山梨県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について」は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

●議長（太田利政君）

挙手全員でございます。

よって、議案第6号は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

【日程第10 同意第1号】

●議長（太田利政君）

日程第10同意第1号「山梨県後期高齢者医療広域連合公平委員会委員の選任について」を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

『「はい、議長」と呼ぶ者あり』

●議長（太田利政君）

石井広域連合長。

○広域連合長（石井由己雄君）

ご説明を申し上げます。

公平委員会委員であります、山中湖村、椛浦清春氏が一身上の都合により辞職されたことに伴い、新たに公平委員会委員を選任する必要があるため、地方公務員法第9条の2第2項の規定により、堀内茂由氏の選任につきまして、ご同意をお願いするものでご

ございます。

●議長(太田利政君)

お諮りいたします。

本案は人事案件でありますので、質疑、討論を省略して、直ちに採決いたしたいと思
います。これにご異議ありませんか。

『「異議なし」の声』

●議長(太田利政君)

ご異議なしと認めます。

お諮りいたします。

同意第1号は、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

●議長(太田利政君)

挙手全員であります。

よって、同意第1号は原案のとおり同意されました。

【条項、字句等の整理】

●議長(太田利政君)

お諮りいたします。

本定例会において議決されました各案件について、その条項、字句、その他整理を要
するものについては、議会会議規則第43条の規定により、その整理を議長に委任願
いたいと思います。

これにご異議ございませんか。

『「異議なし」の声』

●議長(太田利政君)

ご異議なしと認めます。

よって、本定例会において議決されました各案件の整理については、これを議長に委
任することに決定いたしました。

【閉会】

●議長(太田利政君)

以上をもって、本定例会に付議されました議案の審査は、全て終了いたしましたので、
会議を閉じます。

ここで、閉会にあたり一言申し上げます。

山梨県後期高齢者医療広域連合議会の定例会も、議員各位並びに当局のご協力をいた
だき、全日程を無事終了することができました。心より感謝を申し上げます。

以上をもちまして、平成26年第2回山梨県後期高齢者医療広域連合議会定例会を閉
会といたします。ご苦労様でした。

閉会 午後4時15分

地方自治法第 123 条の規定により署名する。

議会議長 太田 利政

署名議員 井口 貢

署名議員 川口 福三